

2017年9月議会 一般質問

2017.9.20 野本 孝子

日本共産党市議会議員団の野本孝子です。通告に従って、一問一答で質問します。

第1の質問は、保育・学童保育の充実を求めて、最初は保育について伺います。

「子ども・子育て支援新制度」の実施から2年がたちましたが、子どもの発達や安全を量・質ともに保障する保育所整備、保育士待遇改善は実現しているのでしょうか。

本市は子ども・子育て支援新制度に基づき策定した、「新すこやか未来アクションプラン」の事業計画にそって、保育施設を整備してきました。新制度が始まる前に比べると、今年度までに29施設、定員は2,243人増えました。しかし、公私立の認可保育所は減り、児童の受け入れ数は85%に減少しました。その減少分の受け皿は認定こども園や地域型保育が担っています。認定こども園などは、児童福祉法24条2項に位置付けられ、事業者と利用者の直接契約によって成り立つ施設です。24条1項の市町村の保育の実施義務、公的保育の責任を果たす認可保育所ではありませんから、認定こども園などに不安を持つ保護者や疑問視する保育関係者は多くいます。

また、入園選考は保育が必要な状況を指数化し、その合計点数が高い順に入園を決める「利用調整」を、市内すべての保育施設を対象として行うようになりました。このために、希望の認可保育所や近くの保育所には入れないことや、兄弟がバラバラの保育園になったといった事態が起きています。新制度のもとで、安心できる保育所に子どもを預け、働きたいという親の願いが実現しにくくなっているのではないのでしょうか。

また、待機児童問題が大きな議論になっています。国は2017年度を目標に待機児童ゼロを掲げていましたが、今年初めにこの目標を放棄して、2020年度末まで先延ばしすることにしました。改善どころか深刻化していることは明らかです。待機児童問題は、少子化がすすんでいるにもかかわらず、低賃金・不安定雇用の広がりや夫の収入だけでは家計が厳しいので働きたいという女性が増加し、0～2歳児の保育需要が増大しているからです。国は「女性活躍」とか「一億総活躍」などと言って働くことを推奨してきましたが、それに見合う認可保育所の増設・整備を行ってこなかった結果です。

子ども・子育て支援新制度が導入されて2年たちましたが、本市の保育行政の現状をどのように認識しているのでしょうか。

本市でも今年4月1日時点で、国基準で待機児童が2人発生しました。また、今年度初めて市の独自基準で4月入園申請において第5希望までに入れなかった児童163人を潜在的待機児童と認定しました。その中で0～2才児は149人でその9割を占めています。

東京都北区では0～2歳児の待機児童対策として、区が直接カードを切って、スピード感を持った対応ができる低年齢児の公立保育園3園の新設を今年4月に行いました。

0～2歳児の待機児童の解消のために、公私立の低年齢児の保育所の整備や定員増を大胆にすすめるべきと考えますが、どのように検討しているのでしょうか？

新制度では、保育所の運営に対する給付の仕組みが創設され、地域型保育への給付は公立私立を問わず国 1/2、県 1/4、市 1/4 の負担になりました。地域型保育を活用して公立の小規模保育の整備を検討してはどうでしょうか。

小規模保育は基本的に認可保育所の職員配置や面積基準が適用され、A 型であれば保育士は全員有資格者が基準です。卒園した後、再度申し込みが必要になる「3 歳の壁」の問題はありますが、近隣の公立保育園の分園と位置付けることでクリアしやすく、狭い公有地等での活用で整備できる可能性があり、低年齢児の待機児童の解消には有効ではないでしょうか。

市長は待機児童が江南区と秋葉区に発生したことについて、「保育ニーズが高まり、対応できるように保育園の増園、新設などをやっているわけですがけれども、地域によっては足りない部分があったということが、この数字に表れたのだろう」と述べています。

今年度から第 5 希望までだった入園希望を、第 10 希望までとることにしました。しかし、それでは待機児童問題の根本的な解決にはなりません。第 5 希望でも「遠いから、ほんとうは入れたくないと思いながら書いた」とお母さん方は言っています。

その地域の、あるいはその園でないと通えないという切実な要望を受け止め、

区あるいは地域によって保育ニーズが違うことから、必要なところに必要な整備をし、できる限り希望の保育園に入園できるようにすべきではないかと考えますが、いかがですか。

待機児童対策の一方で、深刻な保育士不足が生じています。本市でも、保育士確保ができれば随時入園がより可能になるといわれており、保育の量を増やすためにも保育士不足の解消に取り組んでいかなければなりません。

保育士不足の要因の第 1 は、保育士の平均賃金が全産業の賃金より月 9 万円低いといわれている「賃金の低さ」です。この原因には、国が定める保育に係る費用である「公定価格」の保育士の賃金が、20 万円足らずと 10 数年前とほとんど変わっておらず、保育士が専門職であることを適切に評価する賃金水準ではないからです。

このような指摘と批判を受け、国は今年度予算で全職員に月額 6 千円程度、おおむね 7 年以上の経験者に月額 4 万円などの賃金の上乗せを行いました。保育士全体の賃金の適正な底上げにはなっていません。

要因の第 2 は長時間労働の問題です。昨年人事課が行った「臨時職員意識に関するアンケート」の結果では、臨時保育士の 85% が正規保育士への採用希望がありません。やりがいは持ちながらも、正規保育士の長時間勤務の実態や責任の重さなどを目の当たりにして、“正規保育士にはなりたくない”と回答しています。長時間労働を規制する処遇改善もたいへん重要な課題です。

本市は平成 30 年度の国への予算要望で、「保護者の子育てと就労の両立を支援するために保育施設の量と質の確保が重要です。(中略)つきましては、賃金および労働環境の改善による保育人材確保に向けた施設型給付制度等のさらなる拡充を」要望しています。

国の責任で保育士の処遇改善を本気で取り組むことを要望すると同時に、それが実現するまでは、市としての処遇改善策の創設や拡充に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

次は、学童保育についてです。

国は子ども・子育て支援新制度の導入にあたり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定め、それに基づき本市も条例を定めました。児童数はおおむね 40 人を「支援の単位」とし、支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上配置すること、専用区画の面積は児童 1 人につき 1.65 m²以上とする内容です。

小学 6 年生まで対象になったことや核家族化の進行、子育て世帯の貧困化もあり、働く女性が増えたことから学童保育の需要は高まり、2015 年に比べて 2017 年には 25 施設、1267 人の定員増になりました。しかし、施設整備や支援員の確保が需要に追いつかず、施設の大規模化、過密化は深刻な問題になっています。

学童一人当たりの専用面積が 1.65 m²確保できていないクラブは約半数です。保育園の最低基準は、0、1 歳児が 1.65 m²、2 歳以上児は 1.98 m²です。学童の基準は 2 歳以上児の基準より低いにもかかわらず、それすら満たしていません。

私が夏休み中に訪問したクラブでは、大規模小学校のため 3 つのクラブが設置されていますが、それぞれ 80 人前後の大規模クラブです。一人あたりの面積は平均 1.5 m²で、その施設は近くに外遊びができるような場所もなく、室内で朝から夕方までいるしかない状態でした。このような環境で健全な子どもの発達を保障できるのでしょうか。登録児童数 100 人を超える大規模施設は 2 割近くあり、40 人の支援の単位を超えている施設は 3/4 に上っています。大規模化・過密化の原因は、学童保育の待機児童を出さないために、今ある施設に児童を詰め込んでいるからです。

このような大規模で過密になっているクラブの分割は喫緊の課題になっていますが、どのような取り組みをしているのか伺います。

分割を困難にしている要因のひとつが、場所の確保が難しいことです。この問題を解決するためには、行政だけでなく、保護者会や学校・PTA、そして地域も含めて問題を共有化し、解決に取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。地域には空き地や貸すことができる土地の情報があるはずですが。学童の問題の共有化はその後のクラブ運営にも協力が得られるなど、いい関係づくりにもつながります。

学童保育は預ける保護者だけの問題ではなく、地域で子どもたちの健全な育成をどうすすめていくかという課題です。

保護者会や地域の団体などにも加わってもらい検討会を立ち上げ、情報交換と学童保育の問題の共有化をすすめて、場所の確保につなげてはどうでしょうか。

分割できないもう一つの要因が、支援員の確保が難しいことです。ひまわりクラブでは今年 4 月から正規支援員は月額 13 万 5100 円に、臨時支援員は時給が 810 円に引き上げられました。さらに、今年度から国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施し、正規指導員は 143,390 円に賃金アップが図られることになりました。しかし、臨時支援員の時給には反映されず、今年 10 月から県の最低賃金が 778 円に上がり、その差はわずか 32 円でしかないことを考えると、時給アップなどさらなる処遇改善を検討する必要があると考えますが、いかがですか。

次は利用料についてです。指定管理のひまわりクラブの利用料は、平成30年4月から現在6,900円の上限を8,400円に引き上げ、第2子を1/2免除し、第3子以降を無料とする多子減免を導入することになります。多子減免の導入は評価できるものの、保護者の負担増になる利用料の値上げは子育て支援に逆行するものです。

本市は低所得者に配慮した利用料の減免があります。指定管理者が運営するひまわりクラブと、大規模クラブ対策として近隣の保育園などが運営し、市が補助金を交付しているクラブは対象になっていますが、NPOや社会福祉法人、コミ協に運営を委託している8クラブには適応されていません。

このような委託の民設クラブを利用しているシングルマザーの方から、「私は延長利用料を含めて毎月12,000円払っています。他のクラブだと、私の市民税額なら4,600円の利用料でいいことを知り、ショックを受けました」という訴えがありました。委託の8民設クラブは、8小学校に対応する唯一の学童クラブですから、保護者はここしか選べません。利用者間の不平等になっているのでありませんか。

委託の民設クラブの利用料も、指定管理のひまわりクラブや補助金の民設クラブと同様に、市民税額による低所得者減免や来年からはじまる多子減免が適用できるようにし、父母負担の不平等をなくす必要があると考えますが、見解を伺います。

・補助金の民設クラブは大規模クラブ対策であることから、市は一人8800円の補助金をだし、利用料は市民税額に応じて減額し、その減収分は市として「補てん」しています。しかし、委託の民設クラブは国基準の委託料と利用料収入で運営していますが、その利用料には市民税額による減額が適用されていません。

委託の民設クラブにも補助金の民設クラブのように利用料の減額を適用し、その差額を「補てん」することは手法としてできるのでしょうか。

・できるのであれば、学童保育を利用する父母負担の不平等を解消するために、早急に検討すべきではないのか

次の質問に移ります。誰もが安心して払える国保料にするためにです。

国保の都道府県単位化まであと半年となりましたが、国保料がいくらになるのかわからず、国保加入世帯の不安が募っています。国保制度は国も本市も認めるように、「低所得者が多く加入し、保険料が高い」という構造的矛盾抱えていますから、今でも高すぎる保険料になっています。給与年収が400万円の4人世帯で国保料は395,400円ですが、協会けんぽであれば197,700円で、2倍の高さです。

都道府県単位化では、国保の財政運営の主体を市町村から都道府県に移し、都道府県が定める算定方式のもとに「納付金」や「標準保険料率」が提示され、市町村はそれに基づいて保険料を決定して徴収することになります。国は県に担わせることで、効率的に医療費を抑制したり、国保料の徴収を強化できるようにし、さらなる国庫負担を削減するがねらいですから、都道府県単位化で国保

の構造的矛盾は解消されません。

都道府県単位化によって保険料が上がるのではとの懸念がありますが、少なくとも現行の保険料より上げるべきではないと考えますが、見解をうかがいます。

今の答弁は、国保は財政基盤が弱いという構造的課題があり、国保加入者の国保料負担が重い現状も分かっているから、今の保険料より上げることはしないように努力するということだと理解しました。

国は第3回試算の方針を7月10日に通知しましたが、第1回・2回試算と大きく違うものでした。最大の特徴は、厚労省が制度移行に伴う「保険料負担の急変」を極力避ける姿勢を明確にしたことです。埼玉県では今年3月に第2回試算に基づきシミュレーションしたところ、県内平均で現行保険料の1.4倍になりました。北海道や大阪府でも保険料が上がる試算が公表され、大きな衝撃が走りました。国は「これでは何のための都道府県単位化か」との批判をかわすために、第3回試算では法定外繰入を含めて試算するようにしました。つまり、国も激変緩和のために法定外繰入を認めざるを得なくなったのです。

また、国は法定外繰入の分類で、赤字決算補てんや保険料の一律の負担軽減を図るための繰入は計画的に削減・解消すべき赤字としています。それ以外の目的で、「申請減免に充てるため」や「地方単独の子どもの医療費助成事業などに対する国庫負担減額措置（ペナルティ）の影響分」、「基金積立」などのための法定外繰入は、計画的削減の対象とはされていません。

これは保険料の負担軽減に結び付けられるもので、まさに市が保険料負担を軽減するのか、国のいいなりに負担増をするのか、市の姿勢が問われるところです。国庫負担減額措置や申請減免による影響分の繰り入れも含め、法定外繰入を継続・増額し、保険料の据え置き・引き下げをすべきではないでしょうか。

申請減免に法定外繰入ができるのですから、減免制度の拡充を図るべきです。昨年厚労省は全国生活と健康を守る会連合会に対し、「生活保護基準に準じた恒常的低所得者を減免対象とすることは可能であり、国がこれを妨げるものではない」と回答しました。恒常的な低所得者への減免制度を加えるべきです。

また、生まれるとすぐに20,100円の均等割が賦課されるため、子どもが多い世帯ほど保険料が高くなり、子育て支援に逆行しています。保育料には多子軽減措置が取られていますが、国保料にも多子減免を加え、高い国保料の負担軽減を図るべきではないでしょうか。

H28年度の全国知事会の国への要望には、「国保制度の見直しに当たって（中略）子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」が出されています。

現在、国と地方の協議の課題になっている、子どもの均等割保険料軽減措置の導入を、国に強く要望することを求めますが、見解を伺います。

次は、中央区役所の移転による不便の解消についてです。

第1は公共交通についてです。

中央区役所が移転して一か月たちましたが、一日平均1600人位の来所者あるとのこと。本庁でなければならない手続きもあり、古町直通便が少なく不便を感じている山潟方面や女池方面から、公共交通改善の要望が出されています。

区役所に行くことだけではなく、交通弱者である高齢者・障がい者・子供などの通院・通学・買い物など、スムーズな移動を保障するための公共交通が求められており、数年後に新潟駅は高架化され、下を通過できるようになった時も見据えて、中央区の公共交通を検討する必要があります。

BRTのようなトップダウンのやり方でなく、中央区役所が移転したことを機会に、区バスや住民バスの運行をふくめて、中央区の公共交通を区民参加で考える検討会を立ち上げて検討していくことが必要だと考えますがいかがですか。

中央区役所の利用者から、様々な要望が上がっています。

私のところに届いているものを若干紹介すると、駐車場について車高の高い車が西堀地下駐車場に入れないので周辺駐車場をも利用できるようにしてほしい、NEXT21の駐車場に入庫し区役所の割引が受けられなかった、エレベーターの開閉が早すぎてはさまれる事故が起きて危険などです。利用者の声の集約と、改善等の対応はどのようにしていくのかうかがいます。

1. 網川原線の道路整備について

(1) 網川原線は、女池上山3丁目付近の一部だけ道路整備が終わってなく、道路幅が狭く危険な状態です。車のすれ違いもやっとなで、歩道もなく、上山中学校に通学する子どもさんを持つ保護者の方から、何とかしてほしいとの相談が寄せられました。

中央区建設課と東土木事務所の速やかな対応で、南側に仮歩道を設置するということになりましたが、その進捗状況について伺います。

(2) 網川原線の道路整備のタイムスケジュールはどうなっているのでしょうか

(3) 道路整備にあたって、地域の方からは信号の設置や電柱の移動などの要求、開通すると車の通行量が増えることへの不安などが出されています。地域住民や通行人の安全を第一にした道路整備になるようすすめていただきたい。